

令和 8 年度  
佐賀県介護福祉士修学資金等貸付  
制度利用の手引き  
[在学生募集分]

募集期間：令和 8 年 4 月 21 日（火）～ 6 月 18 日（木）

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会



## 《申請から返還・免除までの流れ》



**介護福祉士修学資金等貸付制度とは、**佐賀県内で必要とされる福祉人材の養成・確保を目的として創設された貸付制度です。  
そのため、養成施設等卒業後に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得・登録し、佐賀県内で福祉施設等に就職を希望されている方が申請対象となります。

### 申請

詳細 P1

養成施設等入学後、所定の申請書を提出します。  
※令和7年度から在学中毎年申請書を提出いただきます。

### 決定

詳細 P2~9

提出された書類を審査し、貸付けの適否を決定後、通知します。  
※令和7年度から在学中毎年審査し、貸付けの適否決定します。

### 在学中

詳細 P10~11

入学準備金  
20万円以内

授業料として  
月額5万円以内

就職準備金  
20万円以内

分割送金。  
送金継続の希望確認と、在学の確認を行います。  
在学中に契約事項に反する行為があった場合は、  
送金を停止することがあります。

国家試験受験  
対策費用  
4万円以内

詳細 P12

### 資格取得後

養成施設卒業後に資格を取得・登録し、1年以内に佐賀県内で  
介護等の業務に就職できれば貸付金の返還義務を猶予します。  
※年度ごとに手続きが必要です。

詳細 P13~16

### 佐賀県内で相談・介護業務に従事

佐賀県内の福祉施設等で、継続して5年以上、介護福祉士等として働き続ければ、  
5年間の終了した時点で修学資金の返還義務が免除されます。

※免除を受ける為には手続きが必要です。

詳細 P17

### 返還

養成施設等を退学した場合や、  
就職後5年以内に退職した場合等は、  
貸付金を返還しなければいけません。

### 届出義務

詳細 P18

貸付けに関する報告や変更等は、  
所定の様式で佐賀県社会福祉協議会に  
提出しなければいけません。

# 目 次

|                     |        |
|---------------------|--------|
| ◎ 介護福祉士修学資金等貸付制度とは  | 1 ページ  |
| 1 修学資金借入の申請         | 2 ページ  |
| 2 修学資金貸付の決定と送金について  | 10 ページ |
| 3 修学資金の貸付契約の解除について  | 12 ページ |
| 4 貸付けの停止について        | 12 ページ |
| 5 返還の免除・猶予申請手続きについて | 13 ページ |
| 6 返還について            | 17 ページ |
| 7 届出義務について          | 18 ページ |
| 8 申請・届出に必要な書類一覧     | 19 ページ |
| 9 様 式               | 23 ページ |